

令和4年3月8日  
国 税 庁

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部  
改正（案）に対する意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）  
につきましては、令和4年1月14日（金）から2月14日（月）まで郵送、ファックス、インタ  
ーネットを通じて意見募集を行ったところ、5通の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	5通
合 計	5通

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対して提出された御意見（全文）及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の原料物品等の定義の改正についての御意見	<p>例えば無機塩類の定義において「・・・酸性りん酸カリウム・・・」が「・・・リン酸二水素カリウム、リン酸水素二カリウム・・・」に変更となっているが、ただの呼び方の変更なのか、それとも違う物質なのか、解説してください。</p>	<p>使用できる物質が変更されるものではありません。食品衛生法令と酒税法令で異なる表記方法があることから、通達における表記方法を整理・修正しました。</p>
酒類の原料として取り扱わない物品の改正についての御意見	<p>本改正について賛成である。</p> <p>法制度に使用される物質名は統一されていることが望ましい。酒税関係法令も食品衛生法の記載方法と整合性がとれているべきだと考えます。</p> <p>この改正により記載名称から物質特定に至る作業が無くなり、実務的に大きく作業軽減されることになる。今後ともこのような視点からの改正もお願いしたい。</p> <p>同時に亜硫酸水素カリウムの酒類製造中での扱いが明確化されたことで実務者の負担軽減につながると推測できる。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>改正に賛成です。酸性リン酸カリウム、酸性リン酸カルシウム、リン酸アンモニウムを改め、食品衛生法施行規則別表1に等しく添加物名を掲載して頂く事により、市販されている食品添加物の名称と等しくなり、食品添加物の取り間違い等の未然防止に繋がります。</p> <p>また、亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の視点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増え</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>ることは業界にとって有益と考えます。</p>	
	<p>改正に賛成です。酸性リン酸カリウム、酸性リン酸カルシウム、リン酸アンモニウムを改め、食品衛生法施行規則別表 1 に等しく添加物名を掲載して頂く事により、市販されている食品添加物の名称と等しくなり、食品添加物の取り間違い等の未然防止に繋がります。また、亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の視点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増えることは業界にとって有益と考えます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>賛成です。酸性リン酸カリウム、酸性リン酸カルシウム、リン酸アンモニウムを改め、食品衛生法施行規則別表 1 に等しく添加物名を掲載して頂く事により、市販されている食品添加物の名称と等しくなり、食品添加物の取り間違い等の未然防止に繋がります。</p> <p>また、亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の視点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増えることは業界にとって有益と考えます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>